

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人栄光特許事務所 様 〒105-0003 日本国 東京都港区西新橋一丁目7番13号 虎ノ門イーストビルディング10階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 W528521	発送日 (日.月.年) 16.06.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/011302	国際出願日 (日.月.年) 13.03.2020	優先日 (日.月.年) 28.03.2019
国際特許分類 (I P C) B29B 9/00(2006.01)i; C08J 3/05(2006.01)i; C08J 3/12(2006.01)i; C08J 9/40(2006.01)i; H01M 2/16(2006.01)i FI: H01M2/16 P; H01M2/16 M; H01M2/16 L; C08J9/40; B29B9/00; C08J3/05 CEW; C08J3/12 101		
出願人 (氏名又は名称) <p style="text-align: center;">東レ株式会社</p>		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 <p style="text-align: center;">02.06.2020</p>	権限のある職員（特許庁審査官） <p style="text-align: center;">式部 玲 4X 6111</p> <p style="text-align: center;">電話番号 03-3581-1101 内線 3435</p>
--	--	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-11, 18, 20-22, 25	有
	請求項	12-17, 19, 23-24	無
進歩性 (IS)	請求項	1-11, 18, 20-22, 25	有
	請求項	12-17, 19, 23-24	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-25	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2010-013534 A (三菱レイヨン株式会社) 21.01.2010(2010-01-21)

特許請求の範囲, [0047], [0057]-[0074] (ファミリーなし)

文献2 : JP 2003-012733 A (株式会社日本触媒) 15.01.2003(2003-01-15)

特許請求の範囲, [0046]-[0065], 図1 (ファミリーなし)

文献3 : CN 104600233 A (UNIV XIAMEN) 06.05.2015(2015-05-06)

全文 (ファミリーなし)

請求項12, 15-17, 19, 23-24に係る発明は、文献1により新規性及び進歩性を有しない。

請求項12-14, 19, 23に係る発明は、文献2により新規性及び進歩性を有しない。

請求項1-11, 18, 20-22, 25に係る発明は、新規性及び進歩性を有する。

(1) 請求項12, 15-17, 19, 23-24に係る発明について

文献1には、アクリル系多段階重合体のラテックスをスプレードライヤーで噴霧乾燥することによりアクリル系多段階重合体の粉体を得る方法が記載されており、上記アクリル系重合体の三段目重合体のTgが98.6℃、スプレードライヤーの熱風入口温度が150℃であること、上記粉体のブロッキング、嵩比重等の粉体特性向上のため、噴霧乾燥後の粉体にシリカ等の無機質充填剤を添加することができることも記載されている。

上記スプレードライヤーの入口温度がアクリル系重合体の三段目重合体のTgよりも高いことから、上記アクリル系重合体の一次粒子同士が融着している蓋然性が極めて高いといえる。

よって、請求項12, 15-17, 19, 23-24に係る発明は、文献1により新規性及び進歩性を有しない。

(2) 請求項12-14, 19, 23に係る発明について

文献2には、スチレン系微粒子を含むエマルジョン液を噴霧乾燥することによりスチレン系微粒子集合体を得る方法が記載されており、上記噴霧乾燥時の加熱によって、スチレン系微粒子の一次粒子表面が可塑化して、粒子同士が融着して連結すること ([0046]を参照。)、実施例において、スチレン系微粒子のエマルジョンの平均粒径は0.2μm、スチレン系微粒子集合体の平均粒径は14μmであること、スプレードライヤーの入口温度が150℃であること、スチレン系微粒子が球状を維持したまま相互に連結された集合体であること(図1を参照。))も記載されている。

よって、請求項12-14, 19, 23に係る発明は、文献2により新規性及び進歩性を有しない。

(3) 請求項1-11, 18, 20-22, 25に係る発明について

文献3には、噴霧乾燥造粒のPE、CMC、SBRを混合したスラリーを、PI不織布隔膜の両面にコーティングしてリチウムイオン電池のセパレータを形成する方法が記載されている。

しかしながら、請求項1に記載の、二次電池用セパレータに含まれる熱可塑性樹脂造粒体が、複数の熱可塑性樹脂粒子の一次粒子が融着した融着物を含むものであることは、国際調査報告で引用された文献1-3のいずれの文献にも記載されておらず、自明なものでもない。